

政 委 第 37 号

平成 25 年 12 月 16 日

経 済 産 業 大 臣
茂 木 敏 充 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化

本法人においては、新たな中小企業政策に関する課題や中小企業者の支援ニーズに的確に対応し、業務の質を確保するとともに、増大する支援ニーズに迅速に対応するため、都道府県、都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協働を積極的に進めることが重要である。

このため、本法人は、各種助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務など本法人において真に実施すべき業務に重点化するものとする。

2 インターネット等を活用した支援業務の強化

インターネット等を活用した情報発信力の強化を実施するに当たり、ワンストップサービスの充実を図る観点から、例えば、本法人の支援実績を網羅的に整理した資料や、実際の支援事例を時系列的に整理した資料等についてインターネットを通じて活用できるよう整備し、中小企業者自らが支援内容等の検索や選択ができる仕組みを構築することなどにより、中小企業者の利便性の向上を図るものとする。

3 事業再生円滑化債務保証業務の見直し

事業再生円滑化債務保証業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第50条の規定に基づく債務保証）については、産活法が廃止され、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。）

において改めて同業務について規定されることとなった。この制度改正の効果を見極めるため、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等も含めた見直しを行うものとする。

4 各種支援業務を通じたファンド活用

専門家派遣等各種支援業務を実施する過程で見出された中小企業者の資金需要をファンド出資に繋げる取組を強化するものとする。

5 高度化融資事業の見直し

高度化融資事業の不良債権比率については、融資窓口である都道府県に対する回収支援や、回収見込みがない債権の償却を実施したこと等により、一定程度の減少がみられるが、依然高い水準にとどまっている。

都道府県の融資決定に際して、本法人も融資先の返済能力を踏まえた審査を行っているところであるが、上記のような状況を踏まえ、更に審査を強化するものとする。

また、債権の回収については、都道府県が主導して行っているが、本法人と都道府県の責任の所在を明確にした上で、本法人も積極的に関与するものとする。

さらに、回収見込みのない債権の償却に当たっては、当該債権が政府出資を原資とする融資によるものであることに鑑み、説明責任を徹底する観点から、本法人内部の償却の審査プロセスについて事業報告書で明らかにするものとする。

6 中小企業倒産防止共済事業の異常危険準備基金の透明性確保

中小企業倒産防止共済勘定においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号）第20条第2項の規定に基づき、共済金の貸付けの急増その他異常な事態に備え、制度の安定的な運営を図るため、異常危険準備基金が積み立てられている。

同基金については、独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて（平成16年中小企業庁訓令第3号）に基づき、政府出資金等の運用収入と事業費の収支差額を調整して計算され、その役割は、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）に規定する異常危険準備

金制度と同様であると考えられるが、平成 22 年度以降、中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年法律第 84 号）の改正等に伴い経営環境対応業務費（以下「事業費」という。）の財源として同基金が取り崩され、さらに、31 年度まで、業務・システム最適化計画の財源として、主務大臣の承認を得て取崩しが予定されている。

このような状況を踏まえ、本法人は、①同基金の必要性及び規模に関する考え方、②同基金の必要額、③同基金の制度の維持と安定的な運営に必要な事業費の支出内容を事業報告書で明らかにし、同基金の透明性を確保するものとする。

7 期限後の産業用地分譲事業の在り方

産業用地分譲事業における未分譲用地は全国で 28 か所となっており、また、本法人は、未分譲用地の有効活用を図るため、土地の賃貸を行っている。

業務の法律上の期限である平成 26 年 3 月 31 日経過後は、工業再配置等業務特別勘定等から一般勘定に権利及び義務が承継され、産業用地分譲事業に係る資産から本法人の一般資産に変更されることとなっているが、この場合においても土地の処分、管理等は継続すると見込まれることから、期限後の旧産業用地分譲事業の在り方について検討するものとする。

第 2 保有資産の見直し等

1 保有資産の見直し

本法人が保有する資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うものとする。

2 インキュベーション施設

インキュベーション施設^(注1)については、政策的必要性等を勘案しつつ、将来的には自治体等に移管する方向で検討を開始し、特に、入居率が低く将来的にも改善の見込みがない施設については、廃止又は自治体等へ移管するとしているが、その場合には、政府出資金を原資として整備した施設であることに鑑み、廃止・移管に要する費用・対価等について明らかにした上で実施するものとする。

(注1) インキュベーション施設とは、全国 32 拠点の新事業支援施設であり、創業・新事業展開に取り組むベンチャー・中小企業を

支援するためのものである。

3 中心市街地都市型産業基盤施設^(注2)

地方公共団体等への売却又は移管を図るものとする。

(注2) 中心市街地都市型産業基盤施設とは、旧地域振興整備公団が、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、商業の活性化及び都市型産業を実施する企業の立地を促進することを目的として整備したものである。

第3 その他

1 次期中期目標の明確化

本法人の次期中期目標及び中期計画については、的確な業績評価が行えるとともに、国民にも分かりやすいものとなるよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中小企業の海外展開支援事業については、従来の海外企業との商談件数や支援企業数などのアウトプット目標や、海外取引・国際取引に関するアドバイスに対する利用者役立度などのアウトカム目標に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定する。
- ② インキュベーション事業については、従来の支援終了後の事業化率などのアウトカム目標に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定する。

2 ファンド出資事業の情報開示

ファンド出資事業については政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、ファンド種別ごとに、出資履行金額、分配金額及び出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明らかにするものとする。

3 小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業における在籍状況

小規模企業共済事業については、在籍件数が減少傾向となっており、また、中小企業倒産防止共済事業については、加入件数は増加傾向であるが、解除件数も多くなっている。

このため、小規模企業共済事業については、従前の新規加入件数の獲得目標に加え、制度の安定的な運営のために必要な在籍割合を明確にした上で、本事業を実施するものとする。

また、中小企業倒産防止共済事業については、従前の新規加入件数の獲得目標に加え、制度の安定的な運営のために必要な在籍割合を明確にし、解除及び再加入の状況等について検証した上で、必要な在籍割合を確保する取組を実施するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

6 その他

上記1から5のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。